

第2回北海道開発局における無許可専従等及び労使関係に関する
第三者委員会議事概要について

(概 要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたのでお知らせします。

(開催日時)

平成21年11月4日（水）13：00～15：00

(開催場所)

国土交通省 4階省議室

(出席者) (敬称略)

委員長 小林 好宏 北海道大学名誉教授

委員長代理 秋山 昭八 弁護士（公務員関係判例研究会座長）

委 員 赤松 幸夫 赤松・米津総合法律事務所弁護士、元検事

岩崎美紀子 筑波大学大学院人文社会科学研究科教授

高橋 秀樹 独立行政法人原子力安全基盤機構監事
(元人事院公平審査局長)

林 菜つみ 林菜つみ法律事務所弁護士、元検事

※欠席：道幸 哲也 北海道大学大学院法学研究科教授
(北海道労働委員会会長)

国土交通省 谷口事務次官、竹歳国土交通審議官、北村官房長、奥平北海道局長、
関北海道開発局長、高松官房審議官ほか

(議事概要)

○事務局から、北海道開発局における労使関係の推移、内部調査結果の検証、新たな労使関係の構築に向けた検討について説明した。

○委員から次のような意見があった。

・今回を是正のための機会とポジティブにとらえて、今までの不適切な状態は絶対に変えるという強い意識が必要。これまでの経緯にとらわれては適正化はできない。このままでは、開発局におけるモラル、組織への信頼が低下するだけでなく、北海道という地域ブランドへの評価も低下することになる。今回は適正化への最後の機会ととらえるべき。

・従来の労使間の慣行というだけでは国民への説明責任を果たしていない。これまでの不適切な実態については、当局も職員団体もそれぞれ厳しく反省する必要がある。当局も職員団体もそれぞれ、今までの事実関係について全力を挙げて解明するという責任がある。

・これまで是正する機会がありながらも、従来の労使関係を継続してきたことを深刻に受け止める必要がある。当局側においても見直しを行わず放置してきた責任がある。

・管理運営事項を交渉することが違法であることは明確にすることが必要。勤務条件についての交渉は認められているが、管理運営事項か否かを区別することなく、交渉していた実態については是正が必要。

・公務員は国民全体の奉仕者であるという視点に立ち、国家公務員法に適合した労使関係を確立することが必要。

※文責は事務局（今後修正があり得る）

<問い合わせ先>

国土交通省北海道局総務課 調査官 小山（内線52103）
開発専門官 高原（内線52124）
TEL 03（5253）8111
直通 03（5253）8763